障害年金無料相談会

障害年金は病気やケガによって生活や仕事などが制限され、収入が減ってしまった人々の生活を保障するものです。一般的に障害というと身体障害を想像されるかと思いますが、うつ病などの精神疾患でも受給できる場合があります。まずは一度ご相談ください。



特定社会保険労務士　大井　寛隆

日時　2026 年 11 月 10 日（火）

13 時～17 時（予約優先）

場所　枚方市総合文化芸術センター

マルチスペース 1

枚方市新町 2-1-60

よくあるご質問

- 自分は障害年金がもらえるの？
- 自分の場合初診日はいつになるの？
- 障害年金を請求するのに必要な書類は？

原則 20 歳～65 歳未満対象

その他何でもお気軽にご相談ください。

お問い合わせ先

大井社会保険労務士事務所

電話　080-4649-2551

メール　sr-ooi@lapis.plala.or.jp